

特定複合観光施設区域整備法に係る説明会における質疑応答の概要

本質疑応答の概要は、説明会開催時点（平成30年12月下旬から平成31年1月中旬まで）での検討状況の回答をまとめたものであり、「※」はその後の状況の補足説明となっている。

番号	質問事項	回答	説明資料 ページ
IR施設（国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設等）の整備要件等			
1	MICEの規模の数値要件について、地域の特性は反映されるのか。	今般公表した推進会議取りまとめ（特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ 平成30年12月4日）では、3類型を設けており、地域の特性が様々であることから、都道府県等や民間事業者において、立地条件を踏まえていずれかが選択されることを想定している。	38,39
2	P.38,39のMICE施設の要件に関して、「極めて大規模な国際会議場施設」と、「大規模な展示等施設」の組み合わせが示していないのは何故か。	政令事項の基本的な考え方は施設の最低限の基準を示したもので、それ以上の規模の施設を設置することは差し支えない。	38,39
3	法第2条第1項第1号の国際会議場施設については、大きな会議室とは別に会議室を設けることが必要になるのか。	国際会議場施設については、プレナリー等が行えるように多くの人数を収容できる大規模な会議室とともに、その後、すぐにブレイクアップ等が行えるように中小会議室群の双方が必要であると考えている。	38,39
4	法第2条第1項第2号の展示等施設について、カテゴリ3に対応できるものを整備する場合は、複数のカテゴリ2に対応できるような規模であればいいのか、それとも機能として必要なのか。	両方が必要であると考え、IR整備法第2条第1項に基づき定められる政令については、推進会議取りまとめ（特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ 平成30年12月4日）にあるように、カテゴリ2の会議を複数同時に開催できる規模を規定することを想定している。 ※複数のカテゴリ2に対応できる機能について基準を設けることは想定していない。	38,39
5	展示等施設にはドーム、アリーナが含まれるか。第2条1項2号の定義には「催しを開催するための施設」とあり、催しものの開催を重視しているのか。	IR事業の実施に当たって、専ら定義に記載の要件を満たした施設であることが必要であるが、その施設の物理的な形態は制限していない。当該施設がどのような機能を有しており、どのようなコンテンツが専ら開催されるかの問題であると考えている。「専ら」とは空き時間等に他の用途で使用することを全く認めないというものではないが、仮に専らスポーツを開催する施設であれば、展示等施設である2号施設とは認められないと考えている。	-
6	展示等施設の要件に数値要件が含まれるのか。	推進会議取りまとめ（特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ 平成30年12月4日）に基づき、政令では有効総展示等面積を数字で記載する予定であるが、どのような書きぶりとするかは現在検討中である。 ※なお、平成31年3月29日に数字を記載した政令が公布されたところ。	38,39
7	IRの中核施設である「魅力増進施設」と「送客施設」について、具体的にどのようなものを整備すべきなのかイメージを持ちにくい。既存の施設で類似の施設があればご教示いただきたい。	日本型IRはこれまでにないスケールとクオリティを有する施設を目指しているため、具体的にどのようなものを整備するのかは、都道府県等や民間事業者の創意工夫を生かし、既存のものをを超えるものを生み出していただきたいと考えている。 しかしながら、例えば、送客施設で言えば、既に外国人向けの観光案内所の認定制度では、基準に応じてカテゴリがつけられているが、当然一番上のカテゴリの基準はクリアしていただく必要があると考えている。さらに、この基準に加えて、コンシェルジュ機能を備えることや、チケット手配まで含めてワンパッケージで行うことを求めていることから、既存の施設を模倣するだけでは不十分だと考えている。	40

8	<p>法第2条第1項第3号（魅力増進施設）について、発信すべき魅力の範囲は、立地する都道府県等に限られるのか、それとも当該都道府県等を含むより広域なエリアや日本全体までその範囲に含まれるべきなのか。同項第4号（送客施設）についても、送客すべき範囲について国としてどのように考えているのか教えてほしい。</p>	<p>IR整備法第2条第1項第3号には「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うこと」とされており、それ以上に限定はかけられていない。そのため、この点については、IRを誘致しようとする地域によっては、地域に密着したIRということもあり得るし、日本の各地には演芸や祭り等様々なコンテンツが存在しているので、それらを体系的に発信することもあり得ると考えている。</p> <p>同項4号に掲げられている施設も基本的には同じ考え方である。しかしながら、送客施設は日本型IRの特徴であり、日本に最大3つしかできないIRを整備・運営することにより、日本を観光先進国に引き上げるという公共政策上の目標を達成するという観点からは、日本全体に波及効果を及ぼすものであることが望ましいと考えている。また、法律上は、「我が国の各地域の観光の魅力」を前提としており、特定エリアを前提としていない。</p> <p>これらの点については、単に施設の基準というよりは、認定基準にも関連することになると考えている。</p>	40
9	<p>魅力増進施設のコンテンツとして、デジタルコンテンツ（例えば初音ミク）のようなものも該当するのか。</p>	<p>ご質問のようなデジタルコンテンツはIR整備法第2条第1項第6号に掲げられている施設（同項第1号から第5号に掲げられている施設に該当しない誘客施設）に該当する可能性もあるが、日本のコンテンツであったり、歌舞伎等の日本の伝統芸能とのコラボが行われるのであれば、同項第3号に掲げられている施設（魅力増進施設）のコンテンツに該当することもあり得ると考えている。</p>	40
10	<p>説明資料P.41を見ると、宿泊施設がかなり豪華になるように感じるが、MICEの参加者等のビジネス客等にとっては、利用しづらい施設になってしまうのではないのか。</p>	<p>ラスベガスにおいて、1万人規模のコーポレート・イベントが行われているが、各IRの宿泊施設のスイートルーム等も活用しながら対応していると承知している。</p> <p>日本型IRにはこれまでにないスケールとクオリティを有する施設の整備を求めているが、説明資料P.41では①～③を勘案し、宿泊施設全体の総客室面積の下限を設けることとしているのみであり、最小客室面積等についてはP.41に記載しているような数値基準を設けるのではなく、このような実情を踏まえつつ、民間事業者の創意工夫により整備することとしている。</p>	41
11	<p>法第2条第1項第1号～第5号は兼用が認められないということであるが、それぞれの施設の専ら性はどのように判断されるのか。例えば、国際会議場であれば、基本的には国際会議に使用しなければならず、施設に空きがあっても、イベント等で活用することは認められないのか。</p>	<p>区域整備計画の申請に当たっては、整備されることとなる施設の活用方法等も具体的に記載していただくことを想定していることから、国土交通大臣の審査に当たっては、その点も含めて審査することになる。IRは集客施設であるので、様々な観点から集客効果を上げることが必要であるとされており、施設に空きがあるのに、他の用途での使用を一切認めないということは想定していないが、専ら他の用途に使用されるのであれば認められないと考えている。一方で、IR整備法第2条第1項第1号～第5号に掲げられている施設については、カジノ収益を活用してまで整備・運営されるものであるため、公共政策としての目的を達成できるものである必要がある点に留意いただきたい。</p>	12
12	<p>中核施設について、各号に定める機能を発揮する施設は、物理的に異なる建物とする必要があるか。</p>	<p>同一の建物内に、複数の機能を有する施設を設置できるかという趣旨と思われるが、どの部分が専らどの機能を有するのかが明らかであれば、同一の建物中に設置することは可能である。</p>	12
13	<p>説明資料P.12のQ2に、既存施設を活用する場合はオープン・アクセスを確保することが必要とあるが、具体的にどのようなことをすればオープン・アクセスが確保されていると言えるのか。</p>	<p>既存の施設を活用してIR事業を行うとする場合に、事業者の公募・選定後に、当該既存施設の所有権・運営権を公募・選定された事業者に移行できるような環境が整っていることが必要であると考えている。</p>	12

14	法第17条第2項により、カジノ施設の先行開業は認められないとされているが、例えば、宿泊施設を先行して開業する場合にカジノ管理委員会の検査等は必要なのか。	カジノ施設以外を先行して開業することについて、IR整備法上規制は何ら設けられていないため、カジノ管理委員会の検査等は不要である。このため、旅館業法や消防法等の関連法令の手続きを経れば先行して開業することは可能である。	-
IR区域の定義			
15	飛び地となっている既存の施設がある場合、「一団の土地」に該当するか、取り扱いはどのようになるか。	飛び地間の移動手段を公共交通機関としているような場合、事業展開及び一団性確保のための手段を事業者が保有しているとは言えず、「一団の土地」と判断するのは難しいのではないかと考える。専用の橋で結ぶことにより徒歩で行き来できるなど、社会通念上「一団の土地」と言えるかどうかという点が重要と理解している。	14
16	既存のテーマパークの隣接地へのIR誘致を進めている。仮にテーマパークの土地もIR区域とする場合、テーマパークにある人工運河（地価や固定資産税の関係では土地として扱われている）は整備法の「土地の区域」に該当せず、IR区域にはならないのか。	この説明会は、IR整備法の全体像を、一般的に、国民や自治体等の関係者にご説明するために行っているものであることから、区域整備計画に係る個別具体的な内容である「人工運河は土地に含まれるか」という質問について、お答えすることは差し控えたい。申請いただいた計画をみて、社会通念に従って判断することになる。	-
IR事業（設置運営事業、施設供用事業、附帯事業）の定義			
17	施設供用事業とはIR施設全体の施設を提供することを意味しているのか。カジノ施設供用事業という用語があるが、カジノ施設以外を供用する個別の施設供用事業は想定しているのか。	施設供用事業とはIR施設全体を一体として整備、所有、管理し、設置運営事業者に専ら使用させることである。	17
18	法第18条に兼業禁止規定があるが、IRの附帯事業との関係等について今後詳細な基準が示されることになるのか。 また、IR事業者がCSR（Corporate Social Responsibility）の一環として、IRが整備される地域において、活動等を行うことについて何ら制限はないか。	IR整備法第18条の兼業禁止の具体的な範囲については、区域整備計画の認定に当たって個別具体的に判断することになるため、現時点で確定的なことは言えない。 なお、IR事業者はIRの整備・運営に加えて、IR整備法第15条に規定されているような、都道府県等が実施する施策への協力を行うことやCSRとして地域で活動等を行うことが想定されるが、このようなカジノ収益の活用については、CSRとして行われる活動に対して、過大な支出が行われることにより、カジノ事業に係る収支に多大な影響を与えるようであれば、カジノ事業免許の観点からカジノ管理委員会が不適当と判断する場合もあり得るのではないかと考えられる。また、CSRとして行われる取り組みも含めて、カジノ収益の活用状況については、毎年行われることになる国土交通大臣の評価の対象にもなるのではないか。	-
IR事業者（設置運営事業者、施設供用事業者）の定義			
19	設置運営事業等を行える「民間事業者」に定義はあるのか。 また、公有地等も活用することも想定されるが、公有地の活用は認められるのか。	設置運営事業者等については、会社法上の「会社」でなければならない旨がIR整備法上定められている。 公有地の活用については、例えば、設置運営事業者等の公募を行う際に、特定の事業者しか活用を認めないなど、選定プロセスの公平性や透明性に影響を及ぼすものでなければ公有地を活用することは問題ないと考えている。	9
20	施設供用事業者が複数の事業者にもたがうことは認められるのか。	施設供用事業者はIR整備法第2条第5号において、「特定複合観光施設を構成する一群の施設の整備を一体的に行う」とされていることから、設置運営事業者と同様、一の者が施設供用事業を行うことが必要である。	17

21	施設供用事業者は「特定複合観光施設を構成する一群の施設の整備」をすることとされているが、必ずカジノ施設も整備することになるという理解でよいか。	施設供用事業者はIRを構成する施設を全部整備することになるので、当然カジノ施設も整備することになる。また、IR整備法第124条に「認定施設供用事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、（中略）カジノ施設供用事業を行うことができる」とされており、施設供用事業者がカジノ施設供用事業者になることが前提となっている。	17
22	IR事業者がカジノ施設及び法第2条第1項第1号から第5号に掲げられている施設を設置・運営することに加え、附帯事業として宿泊施設の設置、運営を行うこととし、その設置、運営を委託することは可能か。	IR事業者はIR施設としてIR整備法第2条第1項第1号から第5号に掲げられている施設のすべての設置、運営を行うことが求められており、同項5号に掲げられている宿泊施設（ホテル）の設置、運営をIR事業者が自ら行う必要がある。また、附帯事業としては、空港や駅からIR施設までの間のバス輸送等を想定しており、ご指摘のようなことを想定しているものではない。一方で、IR施設の一部である宿泊施設について、運営を委託することは可能である。	16
IR事業者が行う契約（カジノ行為粗収益（GGR）との関係性等）			
23	緊急時の対応等スポット的な業務の場合でも、契約の認可の対象になるのか	スポット業務として想定されているものが明らかではないが、例えば消防や救急等であれば、当然契約がないので、認可の対象にはならない。その他の場合には、業務的にはスポット的なものだとしても、事前に「〇〇の場合には、△△を行う」というような契約を締結していると思われるので、契約の認可の対象になると考えている。しかしながら、IR整備法第95条第1項において、契約の期間や金額が一定の期間や額以上のものが対象になるとされているので、必ず契約の認可の対象になるわけではない。	-
24	Q7やQ8の関係で、カジノ事業について委託は認められないとされているが、設置運営事業者が海外のオペレーター等にライセンスフィーのようなものを払って、海外事業者のノウハウ等を活用することは可能なのか。	ライセンスフィーがGGRに連動するような場合は認められない。しかしながら、ライセンスフィーがGGRに連動せず、契約の認可の際に廉潔性等の確認をクリアすれば、認められる可能性はあり得ると考えている。	18
25	GGRに連動した金額を支払うことは禁止されているが、例えば、IR事業の収益と連動した金額を支払うことは認められるのか。	GGRに100%連動しないものであっても、その要素としてに関連するものがあれば認められないというのが、IR整備法第94条第1号ホの趣旨である。IR事業全体の収益に連動した金額を支払うことは法律上明示的に禁止はされていない。	18
区域整備計画の申請主体			
26	説明資料P.22に、区域整備計画の申請は、都道府県又は政令指定都市のいずれかしかできないと記載されているが、根拠条文はあるのか。	区域整備計画については、IR整備法第9条第1項に「都道府県等」が作成・申請できるとされている。「都道府県等」の定義は同法第6条第1項に「都道府県又は指定都市」とされており、「又は」とされていることから、都道府県又は政令指定都市のいずれかしか申請ができないことになっている。	22
27	IRを政令指定都市に整備しようとする場合に、当該政令指定都市を含む都道府県等が区域整備計画を作成・申請することは認められるのか。	IRを政令指定都市に整備しようとする場合に、当該政令指定都市を含む区域に含む都道府県が区域整備計画を作成・申請することは可能である。 ※なお、その場合、都道府県は区域整備計画を申請しようとするときは、立地市町村である当該政令指定都市に同意を得る必要がある。	22

28	区域整備計画の申請に当たって、政令指定都市であれば単独で申請できる一方で、都道府県等は立地市町村の同意が必要とされており、不公平ではないか。	区域整備計画の作成・申請は都道府県又は政令指定都市とされているため、都道府県と政令指定都市の間で調整いただくことが必要だと考えている。政令指定都市が申請する場合であっても、都道府県公安委員会の同意が必要である等、必ずしも政令指定都市の行政管轄のみにはとどまらないことに留意が必要。 ※なお、区域整備計画の申請に当たって、都道府県が立地市町村の同意を得ることにしているのは、住民に身近な行政である基礎自治体としての立地市町村の理解を得るためであり、政令指定都市の場合には自らが基礎自治体であることから、立地市町村の同意を規定していないものである。	9
29	区域整備計画を作成・申請することができるのは、都道府県又は政令指定都市とされているが、政令指定都市が作成する場合には、都道府県公安委員会の協議や同意が求められており、政令指定都市単独での作成・申請が難しいように感じるが、何らかの手当てが講じられるのか。	区域整備計画の作成・申請に関してご指摘のような手続きが定められており、当該手続きに従っていただくことが前提となっている。	9
区域整備計画の作成・変更等			
30	区域整備計画には経済的社会的効果に関する事項を記載することとされているが（法第9条第2項第8号）、その対象はIR施設により生ずる効果に限定されるのか。例えば、IRに近接するエリアに既存のMICE施設があり、IRを整備することにより、当該MICE施設におけるMICE開催件数が増加したというような場合、経済的社会的効果に含めることは可能なのか。	現在詳細な制度設計を検討している段階なので、「経済的社会的効果」としてどこまでが範囲に含まれるかという点について、現時点で確定的なことをお答えすることは困難である。しかしながら、区域整備計画は、IR区域の整備に関する計画であるため、経済的社会的効果についても区域内で生じるものが基本になるのではないかと考えている。一方で、IR区域の整備に併せて、周辺地域を発展させることも重要であるので、それらの効果について「経済的社会的効果」に含まれるか否かの整理は必要であると考えることから、今後基本方針を作成する中で検討を行っていきたい。	-
31	既存の施設をIR施設の一部として活用することも認められるとのことであるが、IRとは別の事業としてある施設を建設している最中に、後から当該施設をIR施設と位置付けることにした場合には、当該施設の建設費も経済効果に含まれることになるのか。	当該施設をIR施設に位置付ける区域整備計画の提出が認定申請期限に間に合うのであれば認められるが、申請期限を徒過した後であれば認められない。また、経済効果に含まれるか否かについては、当該施設はカジノ収益を活用せずに建設できたものであるため、含まれない方向だとも考えられるが、今後、基本方針の中で決まっていくものである。	-
32	地域に与える波及効果の判断を行うにあたって、ガイドラインのようなものを公表する考えはあるか。	経済面、雇用面等の波及効果といったプラスの経済効果は区域整備計画に記載すべき内容であり、優れた計画として認定するにあたり、より大きな事業及び波及効果を有する計画が望ましいと理解している。なお、申請される区域整備計画は各地域の特性を生かした独自の計画が申請されることを想定している。	-
33	IRの整備に当たっては、シンガポールでも見られるように、いきなり最終的な形が整備されるのではなく、部分的に開業がなされ、最終的に現在の形になっている。このため、日本においても段階的な開業がなされていくことが想定される中で、将来の拡張部分を区域整備計画に記載することを否定する必要はないのではないか。	IR整備法第17条第2項の趣旨は、区域整備計画に記載されたIRがどのようなものになるのかということについて、区域整備計画の審査の際に、カジノ収益を活用してまで行う事業がどのようなものであるのかという点について、国として公益性のスクリーニングをかけるものだとして理解している。このため、カジノの運営を開始するためには、カジノ収益を活用して行われる事業が区域整備計画に記載された形で運営されていることが前提になっていると考えている。 区域整備計画に記載することについて否定すべきではないという意見は受け止める。	24

34	区域整備計画の（認定の有効）期間は当初10年と長期にわたるが、その間にIR制度及びIR区域の数も見直しうる法制度の中で、事業者としてはIR区域の開発を2段階に区分して行うことも想定される。その場合、第1段階の運営実績によって、第2段階の開発を行うということは認められるのか。	区域整備計画には、開業時のIR整備法第2条第1項に掲げられている各号施設の整備状況を記載してもらうことを想定している。将来のIR制度の不確実性とそれを踏まえた多段階開発計画の記載との関係については、現時点ではご回答できないが、区域整備計画の記載内容についての詳細は今後検討を行っていく予定である。なお、区域整備計画の中に多段階開発を認めることを前提としていないが、仮にそのような記載を行った場合、その計画は必ず実現させる必要があり、国土交通大臣による区域整備計画の評価はその記載内容をベースに行い、計画通りに実施されていない場合は計画の変更が必要となり、国土交通大臣の指示等や認定取り消しの対象となり得るなど、記載には重い意味が出てくることはご理解いただきたい。	24
35	カジノ事業者の株主が変更になることで、区域整備計画の変更認定は必要になるのか。	IR整備法において区域整備計画に株主を記載するとは明示されておらず、株主の変更について区域整備計画の変更認定が必要か詳細は今後検討することになる。しかしながら、IR整備法第11条第1項において、区域整備計画の認定後に、設置運営事業者等の内容の変更又は譲渡、認定設置運営事業者等の合併又は分割その他の事由による場合には、変更認定を受けるものとされているため、これらと同等と考えられる場合には変更認定が必要になると考えている。	-
36	カジノ事業者による他の企業の合併・買収等による区域整備計画の変更は柔軟に認められるのか。	IR整備法は区域整備計画の変更の際には軽微な変更を除き地域の合意形成として議会の議決を求めており、簡単な手続きではないと理解している。現時点では、個別具体的な変更申請の内容が定かではないことから、明確な回答はできない。	-
37	IR候補地によっては、都市計画法上の用途地域の変更や民間事業者からの土地の購入が必要な場合が考えられるが、区域認定の申請時点で手続きが終了している必要があるのか、あるいは区域認定を受けて手続きが行われる見込である等の蓋然性が認められればよいのか、ご教授いただきたい。	土地の権原の確認や資金調達の確実性に関して、事業が円滑かつ確実に行われると認められることを確認するために相当の根拠資料の提出を求める事と同様の取り扱いになると思われる。	23
38	説明資料P.23のQ17に規定されている「根拠資料」について、例えば借入金に関するものには、金融機関の押印がある公的書類や出資者全員の同意書のようなものまで求めることを想定しているのか。	ご指摘のような趣旨である。国土交通大臣の認定に当たっては、事業が円滑かつ確実に行われることを確認する必要がある。出資者が決まっていなかったり又は文書がなくて目的が立っているのか分からないという状況では、確実性が担保できない。Q17では「想定している」という記載にしているが、具体的な内容は、基本方針の中で規定していくことになる。基本方針の策定については、国土交通大臣が定めて、いきなり公表するということではなく、パブリック・コメントを行い、関係者にもご意見をいただく機会があると考えている。	23
基本方針（区域整備計画の認定基準等）			
39	区域認定基準は全国一律であると伺っているが、IRを成功させるためには、地域の状況に即したものでなければならないと考えている。例えば、地域の目的・課題を解決するようなものは、認定の際にプラスに考慮されるのか。また、区域整備計画の認定に当たって、IRが整備されることになる地域のバランスは考慮されるのか。	IRは、国全体を観光先進国に引き上げるナショナル・ポリシーを達成するためのものであり、地域の目的・課題のみを達成すればいいというローカル・ポリシーを達成するためのものではない。このため、詳細な認定基準はこれから夏に向けて検討を進めることになるが、概念上は、区域整備計画の認定に当たっては、整備されることになるIRが日本全体を観光先進国に引き上げるエンジンの原動力となるか、MICEビジネスの転換モデルになるかという観点等を確認することになる。なお、基本方針を策定する際には、パブリック・コメントを行うことを予定している。 なお、IR整備法第9条第11項に、区域整備計画の認定基準の大枠を示しているが、IRが整備されることになる地域のバランスは求めておらず、地域を問わず、申請があった区域整備計画から優れたものを認定の上限数である3を超えない範囲で認定することになる。	-

40	区域整備計画の認定基準に関して、法第9条第11項第2号では「国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて（略）適切と認められる地域」と定められているが、例えば空港までの所要時間等を定量的な基準として示す予定はあるのか。	具体的な認定基準は検討中であるが、様々な地域特性やビジネスモデルがあることから一律に所要時間の制限を課すことは難しいのではないかと考えている。なお、区域整備計画の認定に当たって、交通の利便性が考慮される可能性はあると思われるが、ビジネスモデルと併せて判断すべき事項とも考えられ、単に利便性のみで判断できるのか難しい問題である。	-
41	送客施設の評価をどのように行うことになるのか（カジノ事業者としては顧客を自らの施設に囲い込むインセンティブが生じ、相反することになるのではないか）。	送客施設が有する具体的な機能、運用については区域整備計画で示すものであり、その内容とともにDMO（Destination Management Organization）の活用等の地域での活動との連携も考慮して、認定審査を行うことになる。認定の審査基準については現在基本方針の検討の中で検討中である。	-
42	屋外駐車場の運営主体が自治体かIR事業者かどうかで、計画認定の際の評価に違いが出るか。	屋外駐車場をIR区域内で自治体が運営するという事はIR整備法では想定していない。IR事業者が駐車場をどのような形態とするかは、立地条件、ビジネスプラン、顧客の利便性等を考慮して決定すべきものとする。	-
43	区域認定を行う際に、手を挙げるのが早い自治体から選ぶのか、一定の申請期間に応募した複数の自治体から最大3の自治体を選ぶのか。	手を挙げるのが早い自治体から選ばれるということはない。IR整備法に記載されている認定基準に従って審査を行い、優れた区域整備計画を3つまで認定することになる。そのため、区域認定の申請期間の決定は、申請を行うことを考えている各自治体の状況を考慮して決定する必要があると考えている。	-
44	区域整備計画を2段階で行うこととなれば、最初の認定時とその後の認定時では市場環境等が変化し、公平性が担保できないのではないかと考えるが、その点どのように考えているのか。	区域整備計画を2段階で認定するか否かについては現時点では何も決まっていなかったが、ご指摘の点も含めて、様々な課題があることは認識している。	24
45	2段階認定を行う場合、例えば第1段階で3つの区域整備計画が申請され、1つの区域整備計画が認定された後、第2段階では、第1段階で申請したものの認定されなかった2つの区域整備計画のみが申請してきた場合には、どのような扱いになるのか。	2段階認定を行う可能性も含めて検討するとは言ってきたが、2段階認定を行うとは決まっておらず、その必要性があるかを検討していくことになる。いずれにせよ、認定は最も優れたものから3つまで認定することが重要である。	24
46	空港コンセッションにおいては募集要項において配点基準が公表されているが、基本方針の公表時にも同様の基準等が示されると考えてよいか。	基本方針として、区域整備計画の認定に関する基本的な事項を定めることになっており、選定基準についても何らかし示す必要があると考えている。	-
47	今後、区域整備計画の認定基準等について、IR推進会議に諮られることになるのか。	区域整備計画の認定基準等を定める基本方針については、今後、国土交通大臣が定めることになる。基本方針の案ができた段階で、パブリック・コメントを行うことを予定している。IR推進会議については、IRの施策に係る重要事項について調査審議を行い、本部長に意見を述べるために設けられているものであり、今後必要に応じてIR推進会議に諮ることとなる。	-
実施方針（都道府県又は指定都市が行う民間事業者等の公募・選定方法）等			
48	都道府県等による民間事業者の公募・選定に当たって、都道府県が民間事業者から審査料を取ることや、他の都道府県等の公募に参加しないこと等を条件にすることは可能なのか。	現時点で明確な方針は持っていないが、今後、国土交通大臣が定めることになる基本方針等で必要があれば示すことになると考えている。いずれにしても、選定プロセスの公平性・中立性を確保することが重要と考えている。	-

49	都道府県等による民間事業者の公募・選定について、国による基本方針の策定・公表前に、事前の準備をしっかりと行っていれば、基本方針の策定後、すぐに実施方針に基づき、公募・選定を行い、区域整備計画を申請することも認められるのか。	区域整備計画の申請期間については、今後政府として定めることになる政令や国土交通大臣が定めることになる基本方針で明らかにしていくことを想定している。当該期間を定めるに当たっては、区域整備計画を作成・申請しようとしている都道府県等の準備状況も勘案しながら、最も優れた3つの計画が認定されるように、選定プロセスが公平・中立に行われるように、競争条件を設定することが必要となると考えている。 なお、IR整備法では、都道府県等が、基本方針に即して実施方針を策定・公表し、当該実施方針に即して民間事業者を公募により選定した後に、共同で区域整備計画を作成し、国に計画を認定申請する手順が定められている。	
50	IR整備の目的として地域経済への貢献という観点もあると思うが、地元企業の参入機会は確保されるのか。	IR事業者の資本構成については、内外無差別であり、地元企業が参入することは可能であるが、国土交通大臣が区域整備計画を審査する際には、他の都道府県等が作成・申請する区域整備計画とのコンペになるので、最終的に国土交通大臣から認定を受けるためには、当該コンペに勝てるようなIR事業者を選定する必要があると考えている。	
51	都道府県等による事業者の選定時に、IR事業の遂行に重要な影響を有する特定の事業者（地元の有力企業等）が必ず出資することを前提としたコンペを行うことの課題、懸念は何か。IR事業者の資本構成については制限する措置はないということだが、都道府県等の実施方針で地元企業（地域企業又は日本企業）を優先する（加点要素とする）ような規定を定めることは可能か。	事業者選定の方法は都道府県等が自らの考えに基づき実施方針において定める事項であり、個別の事案についてお答えすることは出来ないが、国としてはIR整備法の趣旨に沿って公正、公平、中立、透明なプロセスが行われているかという観点から、都道府県等における公募・選定のプロセスを、区域整備計画の審査の過程において確認することになると考えている。この観点からは、特定の企業（地元の有力企業等）がコンソーシアムに参加することを選定の要件とすることは、オープンアクセスの確保に反するため認められない。 ※なお、地元調達比率を課すことや地元調達比率が高い企業を優遇するといった基準を設けることは、投資及びサービスに関連する協定に抵触する可能性が高いと考えられるため、民間事業者等の公募・選定にあたって、我が国が締結した国際約束との整合性を確保しつつ、観光や地域経済の振興への寄与といったIR整備法に定める目的を達成できるよう、IR区域の整備を推進していくことが重要だと考える。	
52	法第7条に「実施方針の策定の提案」という条文があるが、説明資料P.23のQ15に書いているRFI（情報提供の募集）やRFC（コンセプトの募集）との関係はどのようになっているのか。	IR整備法第6条に基づき、都道府県等は基本方針に即して実施方針を策定することになるが、Q15に書かれている内容は、その前提として、どのようなIRを整備するかということ等を都道府県等において検討するためにRFC等を行う場合を想定している。一方で、同法第7条は、主に、都道府県等が実施方針を策定するかどうかを決めていない段階において、民間事業者から都道府県等に対して実施方針の策定を提案することができるという条文である。 ※なお、同法第7条に基づく実施方針の策定の提案は、都道府県等のIRの整備に係る意向の如何に関わらず行うことができる。	23
53	民間事業者の公募・選定をIR整備法の定める手続に先行して行うというような報道がなされているが、そのようなことは可能なのか。	報道は承知しているが、どのようなことを具体的に想定しているのか把握していないため、お答えすることは困難。しかしながら、本日の説明資料P.21にIR整備法に定められている手続き及びその手順を示しているため、これに従っていただく必要があると考えている。	

認定スケジュール等（認定申請期間、国の認定に要する期間、開業までのスケジュール等）			
54	区域整備計画の認定申請期間を定める政令の記載はどのようになるか。	申請期間政令は基本方針の公表と同じタイミング又はその後に出す予定である。ただし、その記載内容や区域整備計画の認定を段階的に行うかについての方針は定まっておらず現在検討中である。今後、都道府県及び政令指定都市の準備状況を踏まえ、公正な競争環境が保たれるようにする予定である。	21
55	区域認定の申請期間を、インバウンドの増加等の効果を考慮に入れて早い時期に開始することになるのか。	できるだけ早くというはあるが、一方確実に効果が出るように事業を行うことも重要であり、申請を考えている自治体に参加できるような期間設定にすることも必要である。申請期間を2回に分ける可能性も含めて検討するとは言ってきたが、引き続き慎重に検討を行っているところである。	21
56	区域整備計画の申請期間の設定に当たっては、各都道府県等の足並みが揃っていないと申請を受け付けられないのか。	区域整備計画の申請期間については、当該申請期間が区域整備計画を作成・申請しようとしている各都道府県等の準備期間等を考慮する必要があると考えている。難しい課題であるが、アンケート等を通じて、どのようなことができるかを検討しているところ。	21
57	自治体のスタッフはIR誘致について検討を重ねて申請をしたいと考えていても、首長が申請するという政治決断をしない場合も考えられる。このように方針が決まらず手続きが進められない場合にも、申請を待ってくれるのか。	申請が出されるまで認定を待つ等の救済手段が取られるのかというご質問だと思うが、申請期間については、公平・公正なコンペのプロセスとなるよう定めることになる。具体的にはこれから詰めていくことになるが、難しい作業になると考えている。申請主体になり得る都道府県等には意向・準備状況の調査を行っており、その結果も活用しつつ申請期間を定めることも考えらえるが、現実的に必要な期間を定めるためにはコミュニケーションが必要だと考えている。	21
58	区域整備計画が国に提出されてから、国土交通大臣が実際に認定をするまでにはどれくらいの期間がかかるのか。また、区域整備計画を2段階で行う場合、この期間は変わり得るのか。	現時点で確定的なことは言えないが、IRの効果を速やかに発揮できることは重要であると考えているので、できる限り速やかに認定したいと考えている。 また、区域整備計画の2段階認定という点については、IR整備法案段階から、それぞれの都道府県等の検討の進捗状況が異なるため、早期にIRの効果を発現させるために必要ではないかという議論があり、検討は行っている。しかしながら、実際に2段階で認定を行うこととすれば、競争条件の公平性等の観点から、様々な課題があると考えている。	21
59	最初のIRが開業されるのは、2020年代半ばということも聞いているが、その前の各プロセスにおいて、それぞれどのくらいの期間がかかるのかを積み重ねたものではなく、大まかなタイムラインとしてそれくらいを想定しているということなのか。	ご指摘のとおり、シンガポールの例等を見ても、建設には一定程度期間を要しており、最初のIRが開業する時期は漠然とそれくらいになると考えている。	21
事業評価			
60	法第37条に定められている国土交通大臣による評価の位置付けはどのようなものなのか。評価の結果、改善を求める勧告を行うに留まるものなのか、それとも区域整備計画や事業計画の達成度合いが不十分であれば、区域整備計画の認定取消もあり得るのか。	IR整備法第37条に基づく国土交通大臣による評価については、区域整備計画に記載された目標の達成度合いを確認することになるが、区域整備計画の有効期間である10年の最後に確認するというものではなく、毎年作成する事業計画も含めて、最終的な目標達成の過程も毎年確認するコミュニケーションの機会と考えている。 同条の評価は基本方針に即して行うこととされていることから、具体的な評価の方法・基準等については基本方針が作成されるタイミングで詳細が明らかになると考えているが、同条第6項では、評価結果を事業基本計画や事業計画に反映すること等を求めている。また、必ずしも評価制度と紐づくものではないが、国土交通大臣の一般的な権限として同法第30条に基づき、必要な措置を講じるよう指示することや、事業の停止命令をすることができることとされており、最終的には同法第35条に基づき認定の取り消しを行うことも制度上可能である。	9

納付金・入場料等			
61	入場料は現金で徴収することを想定しているのか。	入場料の徴収方法を定めている条文はない。入場料については、IR事業者が入場者から徴収し、その後、カジノ管理委員会に納付することとされているが、納付手続きの詳細は今後検討することになる。	10
62	IR事業者が徴収する入場料に消費税が賦課されることになるのか。また、投資を行う誘因としてIR施設の建設費用に対する消費税が免除されるような措置を導入する予定はあるか。	IR整備法上、入場料は国等が賦課し、カジノ事業者が国等に代わって徴収するものであり、消費税の対象となりうる事業者のサービス提供の対価ではないと考えられるが、いずれにせよ、最終的には税務当局が判断する事項である。 これまで、税制改正プロセスにおいて、IR事業に係る税制について議論は行われていない。今後、IR事業に係る方針等を検討していく中で、税制上の取扱いについても考えていくことになる。	10
認定数の見直し			
63	依存対策の視点から、IRの数の限定の説明がなされているが、日本におけるIRの数は今後増加することになるのか。	現在の上限である3から増えるかは何ら決まっていない。上限数の見直しの検討は最初の計画認定から7年後に可能という規定であるが、今後の意思決定は状況に応じて議論を行っていくことになる。	11
カジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）			
64	ゲーミング区域は、カジノ（賭け）を行う区域という意味か。	IR区域の中でカジノ施設は一つしか設置できないことになっている。ゲーミング区域はカジノ施設の中で、専らカジノ行為を行う区域であり、従業員の福利厚生や通路、顧客の資金管理等は除いた区域と考えている。	42
65	Q26では「建築物」かどうかが論点となっているが、該当する整備法の条文はどこか。	IR整備法第41条第1項第7号にゲーミングエリアの床面積と記載しているため、「建築物」の床面積とすることに違和感はないと考えている。	42
66	日本文化の一つに日本庭園のようなものも考えられるが、日本庭園のような屋外施設は屋根がなく建築物には該当しないため、ゲーミング区域の床面積の上限を算出する際の分母に含まれないと考えられる。建築基準法をベースにした建築物の考え方は、屋外施設を除外するような意図があるのか。	IR施設の一部であるカジノのサイズを規制する手段として、IR施設の中の建築物にフォーカスすべきと考えたものであり、決してIR施設における日本文化の発信手段として屋外施設を劣後するような意図はない。 ※なお、平成31年3月29日に、ゲーミング区域の床面積の上限を算出する際の分母について記載された政令が公布されたところ。	42
カジノ事業免許（背面調査等）			
67	背面調査の対象として、社外取締役も含まれるのか。	社外取締役は、IR整備法第23条第2項に規定する「役員」に該当し、背面調査の対象にはなり得る。	19
68	設置運営事業者等の株主等として、外国企業がいった場合にも背面調査は行われることになるのか。	外国企業であっても、国内企業であっても区別はない。そのため、ネバダ州で行われているような書面の提出を求めるとともに、必要があれば背面調査を行うことになる。	19

69	<p>カジノ事業者からの委託を受けて、カジノ事業の決済システムや従業員を管理するためのマネジメント・システムを整備する場合、背面調査の対象になるのか。</p>	<p>宿泊施設や売店等のように、カジノ事業以外の事業に係る決済システムやマネジメント・システムの整備・管理について受託する場合には、IR整備法第94条の契約の制限や同法第95条の契約の認可の対象になる場合もあるが、委託を受けて整備・管理を行うことは可能である。一方で、カジノ事業の決済システムやマネジメント・システムの場合は、カジノ事業に係る中核的な業務に関連するものであるため、カジノ関連機器等製造業者に該当することになり、同法第143条に基づきカジノ管理委員会の許可を得る必要があり、同法第145条に記載されているように背面調査の対象になる。</p>	19
70	<p>法94条において、「出資、融資、取引その他の関係を通じて相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者」が背面調査の対象となっている。この規定によれば、例えば契約の相手方となる事業者が金融機関に融資を依頼しても、金融機関が背面調査を受けることを忌避して融資を断る可能性がある。また例えば、ある事業者がIRに参画する場合、当該事業者のメインバンクが撤退してしまう可能性もある。「影響を有する者」の範囲を柔軟に解すること等により、このような事態が発生しないようにすることを検討しているか。</p>	<p>背面調査の対象は広いものの、その範囲は今後検討することとなることから、現時点でご質問に回答することは困難である。</p> <p>その上で、背面調査は、カジノ事業やカジノ事業に関するキャッシュフローに係る社会的信用を担保するために行われるものであり、社会的信用が担保されない場合、刑法で犯罪とされる賭博を民間事業者に認めるというIR制度そのものが瓦解することから、厳格に行われることになる。廉潔性が担保されていることを国民に説明できなければならない。今後カジノ管理委員会が具体的な検討を行うことになる。</p>	19
71	<p>自分では犯罪を犯している意識がなくとも、突然逮捕されるということもある。その場合、法律上は推定無罪であるが、社会的にはなかなかそうはいかない。背面調査においては、推定無罪が買われることになるのか。</p>	<p>背面調査はカジノ事業やカジノ事業に関するキャッシュフローに係る社会的信用を担保するために行われるものであり、疑わしいことがあるのであれば、カジノ管理委員会がどこまでも調査を行える権限を有している。カジノ管理委員会の業務内容・権限は、このような調査をしっかりと行い国民の信頼に応えられるようなものにしていかなければならないと考えている。</p>	19
72	<p>背面調査の適用範囲について、カジノ事業者と契約の相手方については、「出資、融資、取引その他の関係を通じて」「事業活動に支配的な影響力を有する者」が調査対象となっている一方、認可主要株主等については同様の規定がないことから、認可主要株主等の事業活動に支配的な影響力を有する者については、背面調査の対象外であるということか。</p>	<p>認可主要株主等とは、IR整備法第2条第12項に規定されているが、分かりやすく言えば5%以上の議決権等を保有する者を指す。認可主要株主等についてはすべからず認可対象となるが、同法第64条第1項のカジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要なカジノ管理委員会規則で定める措置として、認可主要株主等以外の者についても、カジノ事業者に必要な対応を取らせるとともに、同条第2項で議決権等の保有者を記載した書類を定期的に提出させることになっており、カジノ管理委員会が全ての議決権者を把握することになっている。</p> <p>同法第94条では「出資、融資、取引その他の関係を通じて」「事業活動に支配的な影響力を有する者」が規定されている一方、同法第60条では同様の規定がないこととはご指摘の通りである。一方で、カジノ事業免許審査時に、事業者の資本構成を徹底的に調査することになっており、その範囲は必要な限りあらゆる関係者に及ぶ。ご指摘の「出資、融資、取引その他の関係を通じて」「事業活動に支配的な影響力を有する者」は同法第41条第1項第3号に規定されている。</p>	19
73	<p>説明資料P.23のQ16に、都道府県等による事業者選定前に、国による背面調査は行われないとあるが、どのタイミングで背面調査は行われるのか。例えば、国土交通大臣に区域整備計画が申請をした段階で行われることになるのか。</p>	<p>背面調査については、カジノ管理委員会に対してカジノ免許の申請がなされた後に行われることになる。なお、背面調査はカジノ管理委員会が行うものである。</p>	23

弊害防止対策			
74	入場してから24時間を1回としてカウントするとのことであるが、滞在時間が24時間を超えているか確認するために、退場時にもマイナンバーカードを提示することになるのか。	入場料は、24時間を1回の入場としてカウントすることしており、再賦課、再々賦課の規定を設けている（IR整備法第176条）。このように24時間以上滞在した者については、再賦課、再々賦課された入場料を退場時に支払う必要があること等から、退場時にもマイナンバーカードを提示することとされている。	30
75	説明資料P.30のQ23及びQ24に関連して、マイナンバーカードを活用しても、双子が兄弟のカードを使用して入場する場合は見分けられない。そこで、生体認証も活用して厳格な入場規制を行う申請主体の方が、そうでない申請主体よりも認定の際に有利な扱いを受けるのか。	IR整備法第70条では、入場の都度マイナンバーカードの提出を受け、マイナンバーカードに記録された公的個人認証を活用して本人確認を行うことを前提としている。入場回数管理に生体認証のみを活用することも検討したが、ある人物が過去30日間に3箇所あるIRに入場したか否かを確認するためには、膨大な数の照合・認証作業を行う必要があり、現在の技術では誤認証が生じる可能性がある。一方、公的個人認証を活用すれば誤認証が生じることなく、かつ、素早く本人確認ができることから、このような規定になっている。ご指摘の双子のなりすまし事例については、今後具体的な制度設計をカジノ管理委員会が行っていく際に、なりすましの防止という議論の中で受け止めさせていただきたい。	30
76	カジノ施設に入場するに当たって、入場料を徴収することとされていることから、カジノ施設の入口に入場ゲートを設けることが想定されるが、IR施設の入口に入場ゲートを設けることは可能なのか。	IR整備法にIR施設の入口にゲートを設けることに関する制約は設けられていない。同法は、カジノ施設については入場管理をしなければならないこととしており、少なくともこの規制を満たす入場管理を行う必要はあるが、それ以外に、区域整備計画の作成・申請主体である都道府県等や民間事業者の判断により、IR施設の入口にゲートを設けることも否定されないと考えている。	30
77	入場回数については誰が管理するのか。仮に、事業者ごとに行う場合、複数のIRに行くことにより、入場回数制限を超えて入場できてしまうのではないのか。	入場回数の管理はカジノ管理委員会が一元的に行うため、異なるIR施設に行ったとしても回数制限を超えて入場することはできない。具体的には、カジノ施設の入口でカジノ施設に入場しようとする者が事業者に対して、マイナンバーカードを提示し、マイナンバーカードのICチップに格納された公的個人認証を活用し、カジノ管理委員会に当該顧客が入場制限を超えていないかを確認し、事業者に対して入場の可否をフィードバックすることを想定している。そのため、来年度以降、カジノ管理委員会にシステムを整備することを想定している。	29
78	説明資料P. 27の弊害防止対策のうち、誘客時の規制として広告・勧誘規制が記載されているが、IRについて広告・勧誘を行うことも認められないのか。それとも、カジノの広告・勧誘を行うことが規制されるのみなのか。	IR整備法第106条に定められているように、広告・勧誘規制の対象は「カジノ事業又はカジノ施設」に限定がされている。そのため、IRについて広告・勧誘を行うことまでは禁止されていない。	27
79	シンガポールでは、外国人の所得に基づくビザの種類により犯罪防止の観点からカジノ施設への入場制限を区別しているが、日本でも同様の取り扱いを行うことが想定されるのか。	IR整備法においては、入場時において外国人の所得により異なる取り扱いを行うことは想定していない。なお、事業者が自らの経営判断として顧客の区分を行うことは考えられる。	-
80	コンプとして、IR区域外の商店街等で活用できるポイントのようなものを付与することは可能なのか。また、その際に、何か制約はあるのか。	カジノでの賭け金に応じてポイントを付与し、そのポイントをIR区域外の商店街で活用するという場合は、IR整備法第2条第13項第1号のコンプに該当し得るのではないかと考えられる。その場合、同法第108条に定められている「善良の風俗を害するおそれのあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に該当することがないようにしなければならない」等の一定の制約の下で行われることが必要になる。	31

その他（他法令との関係性、ギャンブル等依存症対策推進基本計画との関係性等）		
81	IRの整備・運営を行おうとしている地域において、特定の業種の営業が制限されているような地域もあると思うが、そのような他の既存の法律との関係についても、今後作成されることになる基本方針等で明らかになるのか。	各業法を詳細には承知していないが、建築基準法に基づく用途制限や消防法等既存の法令について、特別な扱いをすることは想定していないので、既存の法令を遵守していただく必要がある。
82	カジノ事業者の株主については、空港コンセッションの一部で採用されているようなロックアップ期間（株式等の譲渡等を禁止する期間）を設ける予定はあるのか。	ロックアップ期間を設けるか否かについて現時点で確定的なことは言えないが、IR整備法第8条第1項において、都道府県等は公募により民間事業者を選定することとされているため、公募後に公募で選ばれた事業者の株主構成を大幅に変更することは、公募の趣旨に反することになりかねないと考えている。
83	整備法第2条第12項の「認可主要株主等」の「議決権等」の定義について、信託会社の所有する株式の議決権等については「議決権等の保有者が保有する議決権等」に含まれない、また指図等を行う場合には「議決権等の保有者が保有する議決権等」に含まれるとされているが、例えば株式を信託財産とする商品を投資家に販売する場合、議決権等は第三者のアセットマネジャー等に委託し、指図等をしないのであれば、どうなるのか。	IR整備法第2条第12項の「持株会社が保有する議決権又は議決権等の保有者が保有する議決権等」については、必ずしも議決権等の所有名義によって形式的に判断されるのではなく、信託財産として所有する議決権等が、「委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該持株会社若しくは当該議決権等の保有者に指図を行うことができるもの」かどうかによって判断されるものとされている。いずれにせよ、「持株会社が保有する議決権又は議決権等の保有者が保有する議決権等」に含む議決権等及び含まない議決権等についての詳細はカジノ管理委員会規則で定めるものとされており、現段階で御質問にお答えすることは困難である。
84	依存症対策について複数の都道府県間の連携が必要であるとの意見もあるが、連携の必要性の考え方について基本方針等で示す予定はあるか。ギャンブル等依存症対策推進基本計画として示されるとも考えられるが。	カジノ事業は現在行われていないため、カジノに関して、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においてお示しすることはない。また、都道府県等が行政管轄内外における対策に取り組んで頂くことは大事なことであると考えているが、基本方針等の具体的な内容については現在検討中であり、認定基準や評価にどのように反映されるのかについては現時点ではお答えできない。
85	現在、政府において、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を検討されていると認識しているが、今後のスケジュールはどのように考えているのか。	ギャンブル等依存症対策については、本年7月にギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）が成立したことを受け、10月に第1回ギャンブル等依存症対策推進本部会合を開催し、検討を進めている。現在は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に向け、関係省庁と在り方を検討しているところ。 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に当たっては、ギャンブル等依存症対策推進本部は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならないこととされていることから、同関係者会議の立上げ手続も行っている。また、パブリック・コメントを行うことも必要であると考えている。年明け以降早期に策定できるように検討を進めていきたい。
86	顧客の属性や旅行先等の情報の活用についての方向性や指針を出す予定はあるか。	カジノ管理委員会が保有する入場者情報の利活用は入退場管理を除いて想定していない。また、カジノを含むIR事業で収集したデータの利活用については、民間事業者の判断で日本の法令に従って行うものと理解している。